

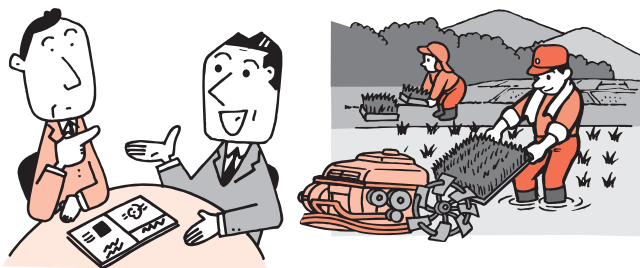
# 農業委員会だより

■問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎(32)8915

## 農業委員会総会を開催

農業委員会は、毎月総会を開催し、農地の権利移動や転用等について審議しています。平成31年度の開催予定は表のとおりです。

農地の移動・転用を考えている方は、お早めに農業委員会事務局へご相談ください。



審議受付締切日	定例総会
4月10日(水)	4月25日(木)
5月10日(金)	5月24日(金)
6月10日(月)	6月25日(火)
7月10日(水)	7月25日(木)
8月9日(金)	8月26日(月)
9月10日(火)	9月25日(水)
10月10日(木)	10月25日(金)
11月10日(日)	11月25日(月)
12月10日(火)	12月25日(水)
2020年1月10日(金)	2020年1月24日(金)
2020年2月10日(月)	2020年2月25日(火)
2020年3月10日(火)	2020年3月25日(水)

## スキルアップ研修会を開催

農業委員と農地利用最適化推進委員は、各種研修会に参加してスキルアップに努めています。

昨年11月には県内の農業委員、農地利用最適化推進委員が一同に会し、宇都宮大学農学部秋山教授から農地の利用集積や農地利用最適化の推進についての講話、足利市農業委員会の先進活動事例についてお話しいただきました。

また1月には栃木県農業会議の職員から農業者年金制度、2月には県農業振興公社の職員を講師に迎え農地中間管理機構制度、農政課担当から中間管理機構を活用した農地集積・集約化を学びました。今後も農業委員会では両委員の資質向上のため研修会に参加していきます。

## 家族経営協定を結んでみませんか

農業の経営は、家族単位で営む家族経営が大半を占めていて、仕事と生活の境目が明確ではありません。そのため労働時間や労働報酬など様々な問題が生まれがちです。

農業経営に携わる家族全員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境整備などについて、家族みんなで話し合いながら作成する「家族経営協定」の締結を農業委員会では勧めています。

## 農業者年金

農業者年金は農業従事者のうち、自営農業に従事する個人が任意で加入できる年金制度であり、国民年金（基礎年金）の上乗せ年金のひとつです。

### ■加入要件

次の項目にすべて該当する方

- ①国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）
- ②年間60日以上農業に従事する方
- ③60歳未満の方

※国民年金の付加年金加入者

### ■保険料

月額2万円から6万7,000円まで千円単位で自由に選択（加入後に変更可）

※一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

### ■受給時期

65歳から終身給付  
(60歳から繰上げ給付可)

※80歳未満で死亡した場合、受給者遺族に給付

(80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在の価値相当を支給)

### ■申し込み

農業委員会事務局または市内J Aへお問い合わせください。